様式第10号(第14条関係)

介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　〒

身延町

　　　　　　　　　　　　　様

身延町長

　先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額・免除認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定年月日 | | 年　月　日 |  | |
| 決定事項 | | | | |
| １　承認する | 適用年月日　　　　年　月　日　　(承認内容)　　食費の負担限度額  　　　　　　　円 | | | |
| 有効期限　　　　　年　月　日 | | | 居住費又は滞在費の負担限度額  　・ユニット型個室　　　　　　　　円  　・ユニット型準個室　　　　　　　円  　・従来型個室(特養等)　　　　　　円  ・従来型個室(老健・療養等)　　　　円  ・多床室　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２承認しない | 理由 | | | |

　　問い合わせ先　身延町役場福祉保健課

　　　　　　　　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1

　　　　　　　　電話番号　0556-20-4611

　・不服申立て及び取消訴訟

　1　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に山梨県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

　 住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　山梨県健康長寿推進課

　 電話番号　055-223-1453

　2　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

　　(1)　審査があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。

　　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。